

(別添1)

建設省経入企発第3号

平成11年2月17日

各都道府県土木部長 殿

建設省建設経済局建設業課長

### 中間前金払制度の創設等について

前払い制度の適切な実施等については、建設業が厳しい経営環境に直面していることに鑑み、建設省においても、その推進に努めてきたところであるが、このたび、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第25号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成11年自治省令第4号）が平成11年2月17日に公布・施行され、地方公共団体においても、中間前金払等を行うことができることとなった。これに伴い、自治事務次官より各都道府県知事宛てに「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成11年2月17日自治行第3号）（別添1-1）が通知されたところであるが、各団体においては、これを受けて中間前金払制度を導入する場合には、工事請負契約書等の取扱いについて、下記の事項に留意されるようお願いする。

なお、中間前金払制度の導入に当たっては、中間前金払に係る取扱規則等を定め、財務規則等に前金払の支払率の上限を設ける等の規定がある場合には当該規定を見直す必要があるので念のため申し添える。

貴管内の市町村に対しても、この旨の十分な周知を図られたい。

#### 記

##### 1 工事請負契約書等の改正について

中間前金払制度を導入するにあたっては、各団体毎に定めている工事請負契約書等について、次に掲げる工事請負契約書例を参考に、見直しを図ること。

## 工事請負契約書例

- 第〇条 乙は、第〇条の規定により前金払の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

第〇条 乙は、前条の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲または甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲または甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

第〇条 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第〇条の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。

第〇条 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第〇条の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

第〇条 前条の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第〇条の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。

## 2 中間前金払に係る認定手続の簡素化等について

実際の執行にあたっては、手続の簡素化・迅速化を通じてその利用の促進を図ること。そのため、建設省直轄工事において通知した「公共工事の代価の中間前金払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」(平成10年11月27日)を、別添(省略)のとおり再度送付するので、参考とされたい。

(別添 1-1)

自治行 第 3 号

平成 11 年 2 月 17 日

各都道府県知事 殿

自治事務 次官

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 25 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年自治省令第 4 号）は、平成 11 年 2 月 17 日公布され、同日施行されました。

今般の改正は、最近における経済事情、規制緩和の推進の要請等にかんがみ、地方公共団体が競争入札により契約を締結する場合において、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、いわゆる総合評価方式を導入することができることとするとともに、公共工事に要する経費について、地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をすることができることとする内容をその内容とするものです。

貴職におかれては、その施行について、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に留意の上、遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

改正の内容

1 契約に関する事項

(1) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の10の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとする。

**（令第167条の10の2第1項、令第167条の13関係）**

(2) 普通地方公共団体の長は、(1)により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、(1)にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとする。

**（令第167条の10の2第2項、令第167条の13関係）**

(3) 普通地方公共団体の長は、(1)及び(2)により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならないものとする。

**（令第167条の10の2第3項、令第167条の13関係）**

(4) 普通地方公共団体の長は、総合評価競争入札を行おうとするとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、以下に掲げる学識経験を有する者の意見を聴かななければならないものとする。

なお、この場合、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。

① 総合評価競争入札を行おうとするときは、総合評価競争入札によることの適否について学識経験を有する者

② 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの決定について学識経験を有する者

③ 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について学識経験を有する者

(令第167条の10の2第4項、令第167条の13、地方自治法施行規則(以下「規則」という。)第12条の3関係)

(5) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならないものとする。

(令第167条の10の2第5項関係)

(6) 普通地方公共団体の長は、指名競争入札に係る総合評価入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の12第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び同条第3項において準用する令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならないものとする。

(令第167条の12第4項関係)

## 2 支出に関する事項

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって以下の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができるものとする。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

（令附則第7条、規則附則第3条第2項関係）

(別添 2)

建設省経建発第 2 4 号

平成 1 1 年 2 月 1 7 日

保証株式会社社長 殿

建設省建設経済局建設業課長

地方公共団体における中間前金払制度の創設に対応した業務体制の整備等について

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 25 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年自治省令第 4 号）が平成 11 年 2 月 17 日に公布・施行されたことにより、地方公共団体においても、その発注に係る公共工事につき、中間前金払を行うことができることとなった。

今般の改正は、地方公共団体発注に係る公共工事の適正な施工、地方公共団体と建設業者双方の事務の合理化に寄与するものであることはもとより、建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあるなかで、建設業者への円滑な資金供給が図られることにより、建設業者の資金繰りの改善にも大きく寄与するものである。

貴社におかれては、このような本改正の意義を踏まえ、今後の事務取扱いに遺漏のないようあらかじめ十分な業務体制を整備するとともに、地方公共団体関係部局に対し、中間前払金保証に関する情報提供を積極的に行うこと等により、地方公共団体における中間前金払制度の普及に努められたい。

(別添3)

建設省経建発第25号

平成11年2月17日

建設業者団体の長 殿

建設省建設経済局建設業課長

地方公共団体における中間前金払制度の創設について

標記について、自治事務次官より各都道府県知事あてに別添1—1「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成11年2月17日付け自治行第3号）が通知されるとともに、建設省より、各都道府県土木部長あてに別添2「中間前金払制度の創設等について」（平成11年2月17日付け建設省経入企発第3号）を、各保証事業会社社長あてに別添2「地方公共団体における中間前金払制度の創設に対応した業務体制の整備等について」（平成11年2月17日付け建設省経建発第24号）を通知したので、参考までに送付する。

なお、貴傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。